

理由

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入等に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。